



福島医発第2716号(地)

平成28年12月28日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応については、平成27年11月30日付(福島医発第2321号(地))をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、厚生労働省健康局健康課長より各都道府県衛生主管部(局)宛別添の事務連絡がなされるとともに本会に対しても日本医師会を通じて情報提供がありました。

本件は、平成29年7月から本格運用開始となるマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについて、予防接種に係る業務における同サービスの活用方針や考え方を示すものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

(地Ⅲ207F)
平成28年12月15日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について」は、平成27年11月24日付(地Ⅲ168F)をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、厚生労働省健康局健康課長より各都道府県衛生主管部(局)宛別添の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

本件は、平成29年7月から本格運用開始となるマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについて、予防接種に係る業務における同サービスの活用方針や考え方を示すものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等への情報提供につきましてもご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 14 日

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省健康局健康課長

子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について（依頼）

平素より、予防接種に係る業務の運用につきましては、地方公共団体の皆様に多大なる御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

平成 28 年 9 月 16 日付け総行住第 185 号及び総行情第 68 号「マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について（依頼）」にて、平成 29 年 7 月から本格運用開始となるマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについて、全団体において導入に向けた早期かつ積極的な御検討を行っていただくよう総務大臣より通知がありました。

これを受けて、予防接種に係る業務における子育てワンストップサービスの活用方針や考え方について、下記のとおり御提示いたします。

また、子育てワンストップサービスの導入に向けて具体的に検討が必要な事項について内閣官房情報通信技術総合戦略室において別添にまとめておりますので、情報提供いたします。

つきましては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区含む。）に、本通知の内容を踏まえ、社会保障・税番号制度主管部局等と連携の上、検討に着手いただくよう、周知方お願いいたします。

記

（１）転入者への正確な予防接種の実施に向けた取り組み

平成 27 年 11 月 11 日付厚生労働省健康局健康課事務連絡「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う予防接種分野の対応について」において、正確な定期接種の実施のために転入者の予防接種記録の把握が必要であることを明示している。

しかしながら、現状では一部の市町村において、転入者全員に対して、転入前の予防接種記録を母子健康手帳等により確認し、予防接種台帳へ転記する等の事務は行われていないため、「正確な定期接種」が行われていないおそれがある。そのため、平成 29 年 7 月以降、転入者の予防接種記録の把握については、特段の事情が無い限り転入前の履歴も含めて把握に努めること。

(2) 予防接種記録の中間サーバへの副本登録について

① 少なくとも情報連携開始までに行う事項

平成 29 年 7 月から「マイナポータル」における「自己情報表示」機能を用いることで、市町村において保有している予防接種記録の閲覧が可能になるとされているため、それまでに、中間サーバへの副本登録を確実に行うこと。なお、副本登録が円滑に出来るよう、予防接種記録を電子化することが望ましく、また、予防接種記録の情報照会を行えるよう、システムの整備を行う事が望ましい。

※ 副本：中間サーバに登録した自治体における既存システムの情報のこと。

② 情報連携開始後に行う事項

転入者が転入した直後に情報連携を行った場合、転入前の市町村で副本登録が完了していないことが考えられる。そのため、転入から数か月後（概ね 3 ヶ月程度）に再度情報連携を行うことが望ましい。また、各市町村は他市町村との情報連携を考慮し、接種後なるべく早い期間（概ね 2 ヶ月程度）に副本登録を行うよう努める必要がある。

③ その他

1) 副本登録するデータについて

予防接種台帳に登録されている定期接種の記録は、転出者の情報も含め、すべて副本登録を行うものとし、転入時に情報連携により取得した他市町村での予防接種記録や、依頼書により他の市町村で行った定期接種の記録も副本登録を行うことが望ましい。ただし、定期接種に該当しない予防接種は副本登録を行わないこと。

なお、転入時に他市町村での予防接種記録を副本登録する運用については、各市町村の運用の整理、システム化の状況等を踏まえ、平成 29 年 7 月以降、順次準備すること。

2) 予防接種記録の誤りへの対応について

予防接種記録の誤りが判明した際には、予防接種記録データの修正を行ったうえで、当該データの情報連携の有無を確認し、情報連携があった場合には必要に応じて情報提供先の市町村にデータの修正を行った旨を連絡すること。また、他市町村で行われた予防接種の記録の誤りが判明した際には、当該予防接種を行った市町村に連絡し、データの修正を依頼すること。なお、被接種者（あるいはその保護者）が、「マイナポータル」における「自己情報表示」機能などを用いて誤った予防接種記録を参照することによる誤接種を防止するためにも、被接種者（あるいはその保護者）に対してその旨を確実に連絡するよう努めること（(4)の「お知らせ機能」を活用すると住所・電話番号が変更になっていた場合であっても、知らせることが可能。）。

3) 転出者の予防接種記録の対応について

予防接種記録を変更した際には、当該データの情報連携の有無を確認し、情報連携があった場合には必要に応じて情報提供先の市町村にデータの変更を行った旨を連絡すること。

(3) 予防接種記録の情報連携に係る本人の同意について

予防接種は、接種対象者が、接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められている。そのため、市町村が適切な勧奨を行うに当たり、新たに転入してきた者の転居前の予防接種記録を把握することは必要である。

このような事務の性質から、現在も、予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できるとされており、市町村間での情報連携に当たって、その都度本人の同意を取得することが必須であるとは考えていない。

(4) マイナポータルにおける「お知らせ機能」の活用について

定期接種実施要領における対象者等に対する周知方法としてマイナポータルの「お知らせ機能」を使用することも可能となるが、その場合、対象者等に対して確実に周知が行われるよう留意すること。

なお、お知らせ機能を使用して通知を送る場合、本人の同意をオンライン上で得る必要がある点に留意すること。（平成28年11月14日に実施された「子育てワンストップサービス地方公共団体関係者向け説明会」での資料4の2頁を参照）

(問い合わせ先)

【予防接種に係る問い合わせ】

厚生労働省健康局健康課予防接種室 小野、三國

TEL:03-3595-3287 (直通)

【子育てワンストップサービスに係る問い合わせ】

内閣官房 IT 総合戦略室 春日井、田崎、鈴木

TEL:03-6205-4138 (直通)

【マイナポータルの機能、システム開発等に係る問い合わせ】

内閣官房社会保障改革担当室 田崎、保谷、町田、松永

TEL:03-6441-3479 (直通)

(別添)

子育てワンストップサービス導入に向けた検討事項について

1. 現行運用における影響及び対応の検討

マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの導入により、一部の手續においては従来の窓口及び郵送による書面での受付に加えて、オンラインでの受付も発生することとなります。

これに伴い、各団体における事務の流れや運用体制に関して、想定される影響やその対処方法等について御検討いただきますようお願いいたします。

2. 将来的な業務改善の検討

子育てワンストップサービスの実現を契機として、将来的にオンラインでの申請が普及していくことが想定されます。

これに伴い、各団体における事務についても、ペーパーレス化やデータ連携等を通じてさらに効率的な運用へと改善していけるよう、中長期的な業務改善計画についても併せて御検討をお願いいたします。

3. 各種機能の活用に向けた検討

マイナポータル及び子育てワンストップサービスで提供される各種機能について、利用者の利便性向上や各団体の事務効率改善につながる活用ができるよう、以下のとおり準備・検討に着手いただくようお願いいたします。

なお、マイナポータル及び子育てワンストップサービスの詳細な仕様等については開発受託業者決定後、別途内閣官房より1月以降提示する予定です。

(1) サービス検索機能に係る検討事項

利用者が子育てに係る行政サービス(手續等)を一元的かつ網羅的に検索できるよう、各団体にて検索対象となるサービスを登録していただく予定です。

登録作業の時期や方法の詳細については内閣官房より別途提示されますが、それに先駆けて、登録対象サービスの範囲等について検討していただくようお願いいたします。

(2) 電子申請機能に係る検討事項

利用者が子育てワンストップサービスから送信した電子申請データを受信するための仕組み・接続方式等の詳細について、平成28年10月31日付け事務連絡(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び内閣官房社会保障改革担当室)「子育てワンストップサービスの導入に向けた検討について(依頼)」において、番号制度主管課にお示ししているところです。各団体における最適な方式の選定や、そのために必要な準備等について御検討をお願いいたします。

(3) お知らせ機能に係る検討事項

マイナンバー利用事務に係る様々な通知を利用者に送付することが可能となるため、各団体において有効と考えられる活用方法や、それを実現するための運用等について御検討をお願いいたします。

なお、お知らせ機能には、通知に記載された選択肢に対して返信を求める機能や、利用者の既読／未読を把握する機能も実装されます。

(活用・運用例)

- ・ 返信機能を用いて来庁希望日の個別調整や、簡易なアンケートを行う
- ・ 一定期間経過後も未読のままになっている利用者には、書面で別途通知を行う 等

4. その他の準備・検討

(1) アンケート・調査等対応

今後 Digital PMO を通じて、以下のようなアンケート・調査等を順次行っていく予定でおります。

お手数ですが、関係部局間で連携の上、御対応をお願いいたします。

- ・ オンライン申請が可能となる予定の手續に係る様式の収集 (Digital PMO へのシステム負荷を考慮し、地域ごとに時期を分け、順次収集を行わせていただきます)
- ・ 【今冬予定】

サービス登録の対象となる業務や属性等についてのアンケート

(2) 予算計上

地方公共団体における子育てワンストップサービスに係るシステム改修等の費用について、詳細な情報を先述の平成 28 年 10 月 31 日付け内閣官房事務連絡においてお示ししています。各地方公共団体におかれては、来年度当初予算編成の中での予算計上の御対応をお願いいたします。

なお、子育てワンストップサービスへの対応のために必要なシステム改修の費用等については、一定期間特別交付税措置の対象となるよう、内閣官房から総務省に要求中です。

(3) 市区町村窓口へのマイナポータル接続端末設置

マイナポータル及び子育てワンストップサービスについて、各団体の窓口へマイナポータル接続端末を設置させていただく予定です (予算の確保は国で行います)。

配置する台数や時期については別途お知らせいたしますので、設置場所の検討やスペースの準備等をお願いいたします。

5. 参考資料

検討に当たっては、以下の資料を参考資料として御活用ください。

先述の平成 28 年 10 月 31 日付け内閣官房事務連絡において、別途詳細な関係情報をお示し

しているので、併せて御活用ください。

(1) 総務大臣通知の添付資料

平成 28 年 9 月 16 日付け総行住第 185 号及び総行情第 68 号「マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について（依頼）」の【別紙 3】及び【別紙 3 別添資料】にて、子育てワンストップサービスの概要や実現イメージ及び検討・準備をお願いしたい事項等について記載しておりますので、御参照ください。

(2) 子育てワンストップ検討タスクフォースの資料

有識者や関係省庁を交えて議論を行った「子育てワンストップ検討タスクフォース」（全 5 回、平成 28 年 3 月～9 月）において、平成 29 年 7 月以降に子育てワンストップサービスにてオンライン化される対象の受付や利用開始時期等を取りまとめました。

資料を以下の URL にて公開しておりますので、御参照ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number.html

(3) マイナポータル機能等に関する資料

Digital PMO に以下の資料を掲載しておりますので、御参照ください。

- ・ 始めてみよう！マイナポータル（国民向けに分かりやすく噛み砕いた資料）
- ・ マイナポータル操作マニュアル暫定版（画面イメージや操作イメージに関する資料）

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1197>

(4) 子育てワンストップサービスに係る最新資料

Digital PMO に平成 28 年 11 月 14 日に開催しました「都道府県・東京 23 区・指定都市担当者向け子育てワンストップサービス地方公共団体関係者向け説明会」の資料及び動画を掲載しておりますので、御参照ください。

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/1414>